

議案第 1 号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例

第 1 条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 9 年かすみがうら市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	3 7 4 , 0 0 0 円
2	4 2 2 , 0 0 0 円
3	4 7 2 , 0 0 0 円
4	5 3 3 , 0 0 0 円
5	6 0 8 , 0 0 0 円
6	7 1 0 , 0 0 0 円
7	8 3 0 , 0 0 0 円

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」及び「1 0 0 分の 1 3 7 . 5」

とあるのは「１００分の１６５」を「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１６５」と、「１００分の１３７．５」とあるのは「１００分の１７０」に改める。

第２条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１６５」と、「１００分の１３７．５」を「１００分の１３０」に、「１００分の１７０」を「１００分の１６７．５」に改める。

附 則

（施行期日等）

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成３１年４月１日から施行する。
- ２ 第１条の規定による改正後のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- ３ 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。